天理市訓令甲第１号

天理市事務処理規程（昭和40年１月天理市訓令甲第１号）の一部を次のように改正する。

令和４年３月31日

天理市長　並　河　　健

第２条第10号中「コミュニティセンター所長」の次に「、保育所長、こども園長」を加える。

別表第２市民総活躍推進課の項中

「

女性関係団体の指導及び育成		女性関係団体の指導及び育成に関すること。

を

」

「

女性関係団体の指導及び育成		女性関係団体の指導及び育成に関すること。
学校と地域との連携	学校と地域との連携の総合調整に関すること。	学校と地域との連携の調査、研究及び調整に関すること。
地域ポイント	地域ポイントの総合調整に関すること。	地域ポイントの調査、研究及び調整に関すること。

に改め、

」

同表総務課の項中

「

公共施設マネジメント	公共施設マネジメントの総合調整に関すること。	公共施設マネジメントの調査、研究及び調整に関すること。

を削り、

公有財産	公有財産の総合計画及び活用に関すること。	公有財産台帳に関すること。

」

同表総務課入札審査室の項の次に次のように加える。

ファシリティマネジメント課	公共施設マネジメント	公共施設マネジメントの総合調整に関すること。	公共施設マネジメントの調査、研究及び調整に関すること。
	公有財産	公有財産の総合計画及び活用に関すること。	公有財産台帳に関すること。

別表第２福祉政策課の項中

「

福祉施策の企画及び調整	福祉施策の企画及び調整に関すること。	
地域包括ケア推進	企画及び総合調整に関すること。	地域支援事業等に係る各事業に関すること。
高齢者支援	調査研究及び企画に関すること。	高齢者支援等に係る各事業に関すること。
福祉の措置	福祉の措置の決定及び解除に関すること。 措置費用の徴収に関すること。	

を

」

「

福祉施策の企画及び調整	福祉施策の企画及び調整に関すること。	
福祉の推進	福祉全般（高齢・障害・児童等）に係る調査研究及び企画に関すること。	
地域包括ケア推進	企画及び総合調整に関すること。	地域支援事業等に係る各事業に関すること。
高齢者支援	調査研究及び企画に関すること。 認知症施策に関すること。	

に改め、

」

同表介護福祉課の項中

「

保健福祉事業等	保健福祉事業等の企画決定に関すること。	保健福祉事業等の調査及び研究に関すること。

を

」

「

保健福祉事業等	保健福祉事業等の企画決定に関すること。	保健福祉事業等の調査及び研究に関すること。
高齢者支援	調査研究及び企画に関すること。	高齢者支援等に係る各事業に関すること。
福祉の措置	福祉の措置の決定及び解除に関すること。 措置費用の徴収に関すること。	

に改め、

」

同表児童福祉課の項を次のように改める。

こども未来課	保育の実施	保育の実施の承諾及び解除に関すること。	各保育所及びこども園との連絡調整に関すること。
	保育料	保育料の減免に関すること。	保育料の決定に関すること。
	幼稚園及び保育所の連携等の推進	幼稚園及び保育所の連携等に係る企画及び立案に関すること。	幼稚園及び保育所の連携等に係る調査及び研究に関すること。
こども支援課	児童福祉	児童福祉事業の企画決定に関すること。	
	児童手当	児童手当の認定に関すること。	
	児童扶養手当	児童扶養手当の認定に関すること。	

別表第２都市整備課の項中

「

なら歴史芸術文化村の周辺整備事業の施行及び工事監督		なら歴史芸術文化村の周辺整備事業の施行及び工事監督に関すること。

」を削る。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。